



吉田労務管理センター

事務所だより

Vol.217

2022年3月7日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

令和4年3月分から健康保険・介護保険料率が変わりました

● 健康保険料率

令和4年2月までの保険料率

1000分の100.4

〔本人・会社負担分それぞれ〕

1000分の50.2

令和4年3月からの保険料率

1000分の100.9

〔本人・会社負担分それぞれ〕

1000分の50.45

● 介護保険料率

令和4年2月までの保険料率

1000分の18.0

令和4年3月からの保険料率

1000分の16.4

介護保険に該当（40歳～64歳）の方は、健康保険と介護保険を合わせて
1000分の117.3（本人・会社負担分それぞれ 1000分の58.65）となります。

※令和4年3月以降に支払われる賞与も上記変更の保険料率が適用されます。

給与では保険料の当月引（3月分給与より）、翌月引（4月分給与より）の会社があるため、後日、当事務所より変更月ならびに各人の保険料額一覧表をお渡ししますので、ご確認下さい。

令和4年4月から65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されます

これまで65歳未満の方の在職老齢年金は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を上回る場合に金額の全部または一部について支給停止されていました。

令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算に緩和されます。

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬相当額が26万円の場合】

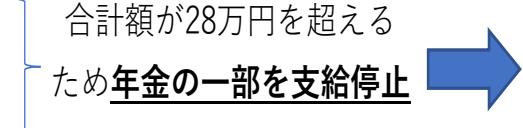
現在の基準

年金4万円停止
年金6万円支給
賃金26万円

見直し後の基準

年金10万円支給 (全額)
賃金26万円

合計額が28万円を超える

ため年金の一部を支給停止

令和4年4月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

特例措置が6月まで延長されました
ただし特例を適用する場合は、毎月業況の再確認が必要です！

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		令和4年3月	令和4年4月～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	*1業況特例 (全国)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円
	*2地域に係る特例		

(注) 金額は1人1日当たりの金額、括弧書きの助成率は解雇を行わない場合

⚠ 業況の再確認

令和4年3月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認をすでに行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について申請を行う場合は、申請において、毎月業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、毎月売上等の書類の再提出が必要です。

【対象となる事業主】

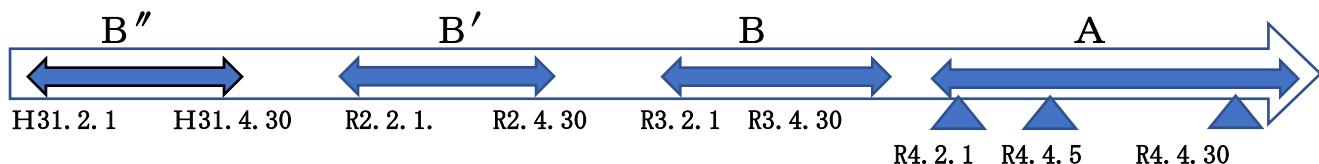
AとBそれぞれ月平均の生産指標（売上高等）を比較し、
Aが30%以上減少している事業主

判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3カ月間の生産指標

B：Aの3カ月の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または3年前同期の生産指標

例：令和4年4月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



詳細は、担当者にお気軽にご相談ください。